

令和2年西東京市教育委員会第1回定例会会議録

- 1 日 時 令和2年1月21日(火)
開会 午後2時00分 閉会 午後3時05分
- 2 場 所 防災センター6階 講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 木 村 俊 二
教 育 長 職 務 代 理 者 米 森 修 一
委 員 高 橋 ますみ
委 員 後 藤 彰
委 員 山 田 章 雄
委 員 服 部 雅 子
- 5 出席職員 教 育 部 長 渡 部 昭 司
教 育 部 特 命 担 当 部 長 飯 島 伸 一
教 育 部 参 与 兼 教 育 企 画 課 長 森 谷 修
教 育 部 主 幹 (教 育 企 画 課) 和 田 克 弘
学 校 運 営 課 長 兼 教 育 部 主 幹 (教 育 企 画 課) 大 谷 健
教 育 部 主 幹 (学 校 運 営 課) 名 古 屋 勇
教 育 指 導 課 長 内 田 辰 彦
統 括 指 導 主 事 宮 本 尚 登
指 導 主 事 鈴 木 章 郎
教 育 支 援 課 長 宮 崎 洋 子
社 会 教 育 課 長 掛 谷 崇
公 民 館 長 高 田 敦 子
図 書 館 長 中 川 恭 一
- 6 事務局 教育企画課長補佐兼企画調整係長 工藤 興治
- 7 傍聴人 1人

令和2年西東京市教育委員会第1回定例会議事日程

日 時 令和2年1月21日（火）午後2時から

場 所 防災センター6階 講座室2

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第1号 西東京市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則
- 第 3 議案第2号 西東京市教育委員会事務局設置規則の一部を改正する規則
- 第 4 議案第3号 西東京市教育財産管理規則の一部を改正する規則
- 第 5 議案第4号 西東京市立学校給食運営審議会条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 6 議案第5号 西東京市教育委員会事務決裁及び専決規程の一部改正について
- 第 7 議案第6号 西東京市立学校職員服務規程の一部改正について
- 第 8 報 告 事 項
 - (1) 令和元年西東京市議会第4回定例会報告（教育関係）
 - (2) 令和元年度東京都教育委員会表彰（健康づくり功労）被表彰者の決定について（報告）
 - (3) 令和元年度成人式実施報告
 - (4) 平成30年度西東京市公民館事業実績報告書
 - (5) 平成30年度西東京市図書館事業実績報告書
 - (6) 令和2年度西東京市図書館特別整理休館等について
- 第 9 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

令和 2 年第 1 回定例会
(1 月 21 日)

午 後 2 時 00 分 開 会

議事の経過

○木村教育長 ただいまから令和2年西東京市教育委員会第1回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は米森委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 それでは、本日は米森委員にお願いいたします。

○木村教育長 日程第2 議案第1号 西東京市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則、
日程第3 議案第2号 西東京市教育委員会事務局設置規則の一部を改正する規則は、庁舎
移転に関連する内容が含まれることから、西東京市教育委員会会議規則第14条第2項の規定
に基づきまして、一括して審議したいと思います。提案理由の説明を求めます。

○和田教育部主幹 はじめに、議案第1号 西東京市教育委員会公告式規則の一部を改正する
規則、について説明申し上げます。

本議案は、令和2年2月10日に教育委員会事務局の庁舎移転が行われることに伴い、規則
の一部を改正するものでございます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただき、資料の新旧対照表を御覧ください。

改正の内容でございますが、庁舎移転に伴い、「西東京市中町一丁目5番1号」の住所を
「西東京市南町五丁目6番13号」の住所に改めるものでございます。

なお、施行日は令和2年2月10日といたします。

続きまして、議案第2号 西東京市教育委員会事務局設置規則の一部を改正する規則、に
ついて説明申し上げます。

本議案は、教育委員会事務局の庁舎移転に伴い、教育委員会事務局の設置場所を変更する
ものでございます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただき、資料の新旧対照表を御覧ください。

改正の内容でございますが、同じく「西東京市中町一丁目5番1号」の住所を「西東京市
南町五丁目6番13号」の住所に改めるものでございます。

なお、施行日は令和2年2月10日といたします。

私からの説明は以上でございます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第1号 西東京市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則、を採決いた
します。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号 西東京市教育委員会事務局設置規則の一部を改正する規則、を
採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

-
- 木村教育長 日程第4 議案第3号 西東京市教育財産管理規則の一部を改正する規則、日程第5 議案第4号 西東京市立学校給食運営審議会条例施行規則の一部を改正する規則、日程第6 議案第5号 西東京市教育委員会事務決裁及び専決規程の一部改正については、組織改正に関連する内容が含まれることから、西東京市教育委員会会議規則第14条第2項の規定に基づきまして、一括して審議したいと思います。提案理由の説明を求めます。
- 名古屋教育部主幹 議案第3号 西東京市教育財産管理規則の一部を改正する規則、について説明申し上げます。

本議案につきましても、組織改正に伴い名称を変更するとともに、教育財産を適切に管理するために条文を整備することを本定例会に提案するものでございます。

改正理由といたしましては、公有財産管理規則の条文との整合性を図り、条文及び文言の整理を行っております。また、本規則について財産台帳の詳細な規定が別表または様式に記載されておりますが、現在は、財産管理システムでの台帳管理としております。

教育委員会としましては、今後もシステム管理内で一元化し、教育財産台帳としていくため、別表及び様式の指定をなくし、記載を削除いたします。

恐れ入りますが、議案書資料の新旧対照表を御覧ください。

2ページおめくりください。1ページ目を御覧ください。

第3条及び第4条について、組織改正に伴う名称変更でございます。

次に、第9条については、様式の記載を削除いたします。

次に、第11条については、公有財産管理規則に合わせて文言を整理いたします。

続きまして、2ページを御覧ください。

第13条につきましても、様式の記載を削除いたします。

第16条及び第22条については、委任事項の条文となりますが、双方を削除し、第30条に委任条文を加えております。

第17条から第23条までは条文の繰り上げとなります。

次に、第24条から3ページにわたり、第29条までは、公有財産管理規則に合わせて条文及び文言の整理でございます。

続きまして、4ページを御覧ください。

第32条については、様式の記載を削除いたします。

次に、第33条については、様式の記載を削除及び公有財産管理規則に合わせ、条文及び文言の整理でございます。

次に、4ページから15ページまでにわたります別表第1及び別表第2を削除いたします。

次に、16ページから20ページまでにわたります様式第1号から様式第6号を削除いたします。財産管理システムでの台帳管理とするためでございます。

最後に、附則でございます。施行期日につきましては、令和2年2月1日からいたします。

説明は以上でございます。

- 大谷学校運営課長 議案第4号 西東京市立学校給食運営審議会条例施行規則の一部を改正する規則、につきまして説明申し上げます。

本議案は、令和2年2月1日に実施を予定しております組織改正に伴いまして、西東京市立学校給食運営審議会の庶務を担当する部署を改正するものでございます。

恐れ入りますが、資料の西東京市立学校給食運営審議会条例施行規則新旧対照表を御覧ください。新旧対照表の左側の欄が改正後、右側の欄が現行の規定でございます。また、下線部分が本議案の改正部分でございます。

審議会の庶務を担当する部署を規定しております第5条中の「教育部学校運営課」を「教育部学務課」に改めるものでございます。

なお、左側の改正後の欄、附則の本改正施行規則の施行日につきましては、組織改正の施行日に合わせまして、令和2年2月1日とするものでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 和田教育部主幹 議案第5号 西東京市教育委員会事務決裁及び専決規程の一部改正について、説明申し上げます。

本議案は、令和2年2月1日に教育委員会事務局の組織改正が行われることに伴い、規程の一部を改正するものでございます。

恐れ入りますが、2枚おめくりいただき、資料の新旧対照表を御覧ください。

別表第2を御覧ください。改正の内容でございますが、組織名称の変更に伴い、「学校運営課長」を「学務課長」に改めます。また、所管事務の一部変更に伴い、教育企画課長が専決可能な2事案を学務課長の専決事案に改め、学校運営課長が専決可能であった1事案を教育企画課長の専決事案に改めるものでございます。

施行日につきましては、令和2年2月1日といたします。

私からの説明は以上でございます。

- 木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第3号 西東京市教育財産管理規則の一部を改正する規則、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号 西東京市立学校給食運営審議会条例施行規則の一部を改正する規則、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号 西東京市教育委員会事務決裁及び専決規程の一部改正について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○木村教育長 日程第7 議案第6号 西東京市立学校職員服務規程の一部改正について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○内田教育指導課長 議案第6号 西東京市立学校職員服務規程の一部改正について、につきまして、提案理由を説明申し上げます。

庁舎移転及び会計年度任用職員制度移行により、西東京市立学校職員服務規程（平成13年西東京市教育委員会訓令第11号）の一部を改正する必要があるために行うものでございます。それでは、恐れ入りますが、4枚目の資料、新旧対照表を御覧ください。

まず、規則第1条、右側の現行に示されています下線部分、「者で、常勤の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第17条の規定に基づき任用される非常勤の職員（以下これらを「職員」という部分を、左側の改正案下線部分、「一般職の職員（以下「職員」に改めるものでございます。

次に、裏面、2ページ目を御覧ください。

様式第1号について、元号を「平成」から「令和」に改めるものでございます。

次に、資料3ページを御覧ください。

様式第3号について、職員証の中に示してございます保谷庁舎の住所を、田無第二庁舎の住所に改めるものでございます。こちらは、学校の教職員に発行するものでございます。

次に、資料4ページを御覧ください。

様式第3号の2について、職員証の中に示してございます「非常勤職員証」という文言を「職員証」に改めるものでございます。こちらは、会計年度任用職員の方に発行するものでございます。

次に、附則でございます。施行期日、「1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、様式第3号の改正規定は、令和2年2月10日から施行する。」というものでございます。これは、移転の期日に合わせたものでございます。

次に、経過措置でございます。「2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の西東京市立学校職員服務規程様式第3号による職員証で、現に発行済みのものは、この訓令による改正後の西東京市立学校職員服務規程様式第3号による職員証の交付を受けるまでの間は、なお効力を有する」というものでございます。これは、現在発行しているものは4年間の有効期限があり、その期限内はそのまま使用できるものとするというものでございます。

以上でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○山田委員 ちょっと関係ない質問かもしれないですけども、会計年度任用職員になったときに、自治体によっては、現行よりも不利な条件で働かざるを得ない職員が出てくるということがうわさされているようなんですけど――。

○内田教育指導課長 この服務規程に示されている中での会計年度任用職員の方につきましては、大きく処遇が変わることはなく、反対に、年間で任用される者については、期末手当も

支給されるということになりますので、全体的には処遇は良くなるというように認識しております。

○山田委員 わかりました。ありがとうございます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

これより討論に入ります。——討論を終結します。

これより議案第6号 西東京市立学校職員服務規程の一部改正について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○木村教育長 日程第8 報告事項に入ります。本日は件数が多いため、質疑は後ほど2回に分けて行いたいと存じます。

(1) 令和元年西東京市議会第4回定例会報告(教育関係)、説明をお願いいたします。

○渡部教育部長 令和元年市議会第4回定例会に関しまして報告いたします。

令和元年市議会第4回定例会は、11月29日から12月13日まで開催されました。

はじめに、条例等付議案件については、西東京市立学校給食運営審議会条例の一部を改正する条例が可決されました。

請願・陳情関係につきましては、今回、教育関係はございませんでした。

一般質問は、12月2日から12月5日までの4日間行われました。教育関係では、5会派21名の議員の方から質問がございました。主な内容でございますが、今回の定例会では、小中一貫教育について、薬物乱用防止について、デジタル教科書について、放課後子供教室についてなどの質問をいただいております。

詳細につきましては、後ほどお手元の資料を御参照願います。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(2) 令和元年度東京都教育委員会表彰(健康づくり功労)被表彰者の決定について(報告)、の説明をお願いいたします。

○大谷学校運営課長 令和元年度東京都教育委員会表彰(健康づくり功労)被表彰者の決定について、報告申し上げます。

本表彰は、学校保健・学校安全及び学校給食の指導・運営を通じて優れた功績がある学校関係者を表彰することにより、学校保健・学校安全の水準の向上及び学校給食の普及と充実を図ることを目的としております。

今年度につきましては、学校保健の分野において、現在、谷戸第二小学校の学校医である知念俊昭医師を、本市の候補者委員会の審査結果に基づき、東京都教育委員会に御推薦申し上げ、昨年12月12日付で決定したものでございます。

知念医師は、平成5年から通算27年にわたり、西東京市立小学校の学校医として児童の健康管理に御尽力いただいております。感染症発生時などにおいては、学校に対し適切な指導・助言を行い、児童、教員、保護者から信頼が非常に厚い学校医であり、十分に推薦基準を満た

しているものと考えてございます。

なお、表彰式につきましては、2月12日、都庁大会議場において行われる予定でございます。

報告は以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(3) 令和元年度成人式実施報告、説明をお願いいたします。

○掛谷社会教育課長 それでは、報告事項(3) 令和元年度成人式実施報告、につきまして説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

本年度は、去る令和2年1月13日の成人の日に、保谷こもれびホールで開催させていただいたところでございます。例年のおり、会場収容人数を考慮いたしまして、現住所の中学校区域を基準に、第1回、第2回に分けて実施いたしました。

資料中の4番になりますが、対象者数でございます。こちらは、本年度2,221人でありまして、5番、出席者数につきましては1,181人、出席率といたしましては53.17%でありました。昨年度は、出席者が1,187人、出席率が54.32%でありましたので、おおむね同等の状況であったというところでございます。

内容につきましては、アトラクションといたしまして、小学生による和太鼓の演奏とお祝いの言葉、また、恩師からのメッセージというところから始まりまして、同世代、新成人のこれからの抱負等を交えた挨拶で締めくくる形で実施させていただいた次第でございます。

私からの報告は以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

報告事項(1)から(3)の説明が終わりました。ここで(1)から(3)につきまして質疑を受けます。

○服部委員 議会報告の中で放課後子供教室というところがありまして、そこでの回答で、よく地域学校協働活動について、教育計画の中でもこれから研究をするというお返事をいただいているんですが、その地域学校協働活動についての研究というのはどういう形で行われていて、進捗状況や成果など市民はそういうものをどういう形で受け取る機会があるのか質問させていただきます。

○掛谷社会教育課長 地域学校協働活動につきましては、現在、本市での導入に向けまして、社会教育委員の会議のほうで御提言をいただくべく、今、検討をいただいているところでございます。今、検討中のところではございますが、来年度の5月、6月ぐらいには、一定、提言という形でまとめたものをいただきたいというふうに考えてございますので、そちらを踏まえて本市でどういった形で導入できるか、具体的に来年度進めていきたいと思っております。提言につきましても、市民の皆様にご公表する形になっております。

○服部委員 ありがとうございます。もう1点よろしいでしょうか。

先ほど、会計年度任用職員について御報告いただいて、学校におけるというくくりがある中で聞いたんですけども、社会教育の部分でも会計年度任用職員の適用があると思うんですが、それについては何か変更があるのでしょうか。ちょっとこちらでお聞きした記憶があ

まりなくて。教育委員会の私たちの管轄なのかなと思ひまして、御質問します。

- 飯島特命担当部長 会計年度任用職員の取り扱いにつきましては、これまでお支払いしている非常勤特別職に対する月額報酬額を現状維持し、期末手当の支給というような形になりますので、現状からレベルが下がるということには、一般的にはならないというふうな認識を持っているところでございます。

ただ、勤務条件等、これに合わせて変更する場合もございまして、条件として変わってくることによって多少の較差はあろうかと思いますが、基本的にはそういった考えで行っているというふうに認識しています。

- 服部委員 そのことによって、今まで働いていた方が異動というか、働き方を変えなければいけないので続けられないとか、そういうようなこともあり得るということですか。
- 飯島特命担当部長 会計年度任用職員で改めて職員募集をするわけですが、その条件に見合った形で応募をしていただいて、任用試験を行った上で採用するという運びになりますので、基本的には手を挙げていただいた方は、そういった認識があるというふうには思っております。

- 服部委員 この間の市報に大きく一面で出ていたのがそうですね。

- 飯島特命担当部長 はい。

- 山田委員 同じく議会の関連なんですけれども、先ほどの放課後子供教室についてなんですけど、この間、個人的に日本生活協同連合会の会合にちょっと出席する機会があって、パンフレットをいただいたらば、そこに、生協連が埼玉県とともに子どもの居場所づくりみたいなことに取り組んでいるという記事が出ていました。西東京市も生協のショップなんかがあって、上手くそういうものとタイアップできれば、何らか、放課後の子どもたちの居場所づくりなんかに貢献するのではないかなというふうに感じたんですが、何かそういう生協連との関わりみたいなものというのは、現状ではあるんでしょうか。

- 掛谷社会教育課長 現状としては、生協連と何か連携して事業を行っているということにはございません。今後、児童青少年課とも連携しながらやっているところなんですけれども、夏休み中の事業は、企業に入っただき、講師として来ていただいたというところもございまして、そういった情報があった場合には、各運協のほうにも提供させていただいて、広く連携を進めていきたいと考えております。

- 山田委員 生協連のほうで公益社団か何かを作って、そういうことに特化した法人を作って活動しているみたいなので、結構熱心にやられているような気がしたので、一応情報までと思ひまして。

もう1点よろしいですか。この間、台風19号のときに、西東京市でも初めて避難所が作られたというふうに聞いていて、今後、気候危機がひどくなり、加速すれば、そういったこともまた起こり得るんだろうなと思うんですけれども、そのときに西東京市在住の外国人の方に対する対応がどうだったのかというのをお聞きしたいなと思ったんですが、いかがだったんでしょうか。

- 森谷教育部参与兼教育企画課長 特に外国人に向けての対応については聞いておりませんが、所管課に確認させていただきます。

○米森教育長職務代理者 市議会でもあったようですけれども、大学入試関係の英語の関係の取り扱いがちょっと混乱しているようだったので、影響はないと思うんですけれども、今度、新たに小学3年生ぐらいから入りますよね。スケジューリングとか内容も変わらないと思いますが、何か影響があったかどうか教えていただければ。

○内田教育指導課長 大学入試制度の変更と、来年度から始まります小学校の外国語活動の導入については、特段関連性がないので、学校はこれまでのとおり、新しい学習指導要領の本格実施に向けて確実に準備を進めているところでございます。

○米森教育長職務代理者 では、ほとんど今までどおりのスケジューリングと内容で進めるということですね。わかりました。

それからもう1つ、成人式をいつも盛大にやっていただいております。今回も含めてですけれども、中学校を卒業された方、皆さんに御案内を出していると思うんですけれども、例えば、特別支援を受けて、その後、20歳になっている子どもたちもいますよね。固定級でほかに行った子もいたり、いろいろそういう子どもたちも元気に参加しているかというのが多分わかりにくいと思うんですよ、誰かと色分けできないから。そういったことというのは、感覚でもいいですし、元気に出ているなというのはいかがでしょうか。

○掛谷社会教育課長 御案内につきましては、市内に御住所がある方という形になります。その方々には全員通知をさせていただいております。細かな統計を取ってはいないところなんですけど、お顔を拝見した中では、そういった方々も出席いただいているものというふうに認識しております。

○米森教育長職務代理者 わかりました。ありがとうございます。

○山田委員 私も成人式関係なんですけれども、2年後でしたか、18歳に引き下げられると。西東京市の対応はどういうふうになっているか、もしおわかりでしたら教えていただければ。

○掛谷社会教育課長 御指摘いただきましたように、2022年4月に施行されますので、あと2回は1月にやる形になろうかというふうに考えております。

今年度につきましては、国のほうで関係省庁の連絡会議というものを開いてございまして、その中で一定の方向性を示すということでお話が出てきているところでございます。各市、報道等で方針を示している自治体もございますけれども、やはりあまりばらばらになるのは好ましくないというところもございまして、私どもとしましては、一定、国の方針というところも見ながら検討していきたいと思っております。そうは言いましても、成人式の準備等で、早ければ1年半、2年というところもございまして、今年度末か来年度の頭ぐらいには、私どもとしても方針を示す必要があるというふうには考えております。

○山田委員 わかりました。

○後藤委員 市議会定例会報告に戻って申し訳ないんですが、6ページの11番、「小・中学校におけるデジタル教科書について」の答弁の中での関連のことで、ちょっと教えていただきたいんですが、「現在全ての小・中学校で、LAN配線の設置をしている」ということで、「タブレット端末などを使用する際に必要な無線LANについては、現在小学校5校、中学校1校」ということなんですけれども、御存じのとおり、Society 5.0の時代に向けて、国あるいは文科省が様々な取組を進めることを考えている中で、西東京市として、この

あたりの展開が今後どうなっていくのか、もしおわかりでしたら教えていただきたいと思います。

- 内田教育指導課長 昨年度末に政府で出されたG I G Aスクール構想等にも示されているように、今後はI C Tを積極的に活用した教育というのを充実するようにするというのが国の方針であるというところは理解しております。西東京市におきましても、I C Tの計画的な配置、施設等の充実については今後も進めていきたいと考えております。また、補助金等も今回の政府の方針等で一部示されているところがありますので、そういったところも積極的に活用して整備を進められるように考えているところでございます。
- 後藤委員 これは質問ではないんですけれども、要望なんですけれども、御存じのとおり、今、非常に学習コンテンツがかなり充実してきていまして、例えば子どもたちが家庭学習する中でも、きちっとタブレットを用いて自分で計画的にできて、進捗状況や何かに関してアドバイスもしてもらえるとというような、あるいは不登校の子どもたちが家庭学習等でそういったことを利用したり、学校との勉強の補充に使ったりしている例もあるようですので、是非早目に、計画的に取り組んでもらえればと思います。
- 高橋委員 コミュニティ・スクールについて、平成31年3月から努力義務になったというふうに聞きますけれども、コミュニティ・スクールを取り入れる方向性については、西東京市はどういった方向性なのかなと思って、ちょっと議会でも質問等はなかったみたいなので、もしわかれば教えていただければと思います。
- 和田教育部主幹 コミュニティ・スクールに関してでございますが、現在、教育部内の管理職で構成します庁内検討委員会を設けまして、その中で検討を進めているところでございます。
- 高橋委員 ありがとうございます。
- 木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

では、続きまして、(4)平成30年度西東京市公民館事業実績報告書、説明をお願いいたします。

- 高田公民館長 平成30年度公民館事業実績について報告させていただきます。

お手元の資料を御覧ください。

恐れ入ります。表紙をおめくりいただき、1ページ、2ページの市民企画事業を御覧ください。市民企画事業は、自主グループの学習の成果を地域に還元することにより、広く市民に多様な学習の機会を提供することを目的に、公民館と市民グループの共催で実施するものでございます。平成30年度は21団体、26事業、32回、延べ参加人員1,087人で行いました。

3ページ目以降は各館ごとの実績が記載されておりますが、個別の状況は別途御覧いただきまして、本日は、全館の実施合計等について説明をさせていただきます。

最初に、公民館主催事業でございます。6館の合計事業数は96事業、597回を実施し、参加者数は延べ2万1,205人で行いました。29年度と比較いたしますと、事業数は9事業、回数は37回、参加者数は2,415人、いずれも減となっております。

この理由といたしましては、平成29年度は柳沢公民館の30周年記念事業で単発のイベントを多く実施し、たくさんの来場者があったため、例年より多くの事業と参加者がありました。

また、公民館講座は、実行委員会や準備会など、実施に至るまでの段階で企画なども市民と一緒に準備するものが非常に増えておりまして、実施段階までに数か月を要するものも増えております。また、講座の進め方も、ワークショップ形式など、参加者同士の交流が図れるよう工夫しているため、参加人数が限定されることなどが考えられます。

次に、部屋の利用状況でございます。6館の合計で2万4,553件、利用延べ人数は25万8,650人、利用率の平均は71%となっております。29年度と比較いたしますと、件数は747件、利用者数は1万4,876人、利用率は12%の減となっております。主催事業と同様に、平成29年度は柳沢公民館の30周年記念イベントがあったことなどが挙げられます。また、公民館の利用団体及び利用者数は年々減少傾向にあります。これは、サークル会員の高齢化による解散や共働き家庭の増加、60歳を過ぎても仕事をされている人が増加しているため、公民館利用者層が減少しているものと考えております。

次に、学習支援保育制度について説明いたします。

保谷駅前公民館を除く5館の公民館には保育室が設置されています。この制度を利用できるのは、保育付きの公民館主催講座と、保育制度を利用して公民館で継続的に活動する市民グループの2通りがあります。どちらも保護者が公民館で学習している間に、お子様を公民館保育員がお預かりする制度です。講座の数や実施期間、回数は毎年ほぼ同じですが、講座の内容によって参加人数は異なります。講座終了後も継続的な関わりを持つことができるようサポートを行い、その後は、講座終了後、多くが自主グループとなり、学習支援制度を、保育制度を利用して活動を継続しております。

以上で全館の実績概要の報告とさせていただきます。

○木村教育長 説明が終わりました。

次に、(5)平成30年度西東京市図書館事業実績報告書、の説明をお願いいたします。

○中川図書館長 報告(5)平成30年度西東京市図書館事業実績報告書、につきまして報告いたします。

恐れ入ります、1枚おめくりください。

1、基本指標でございますが、平成29年度と比較しまして、市民1人当たりの蔵書冊数は0.1冊減少、登録率は0.41ポイント減少、1日平均貸出数は、わずかですが8冊の増加、蔵書回転率は変わりません。市民1人当たりの貸出数は0.1冊減少、登録者1人当たりの貸出数は0.6冊増となっております。

これらの数値から、平成30年度につきましては、前年の29年度と比較しまして、ほぼ横ばいの利用状況となっております。

そのほかのデータでは、恐れ入ります、2ページを御覧ください。

5、資料の貸出に関する事項の(1)個人貸出の合計欄、年間の貸出数につきましては217万8,283点で、前年より2,372点増加。その列、右端の利用者数は4,494人の増加となりました。ここ数年は、貸出冊数のわずかながらも減少傾向が続いておりましたが、横ばいになっております。

簡単ではございますが、図書館の事業報告とさせていただきます。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、（６）令和２年度西東京市図書館特別整理休館等について、説明をお願いいたします。

○中川図書館長 報告（６）令和２年度西東京市図書館特別整理休館等につきまして、報告いたします。

資料を御覧ください。

令和２年度西東京市図書館特別整理休館並びに中央図書館・保谷駅前図書館・柳沢図書館・ひばりが丘図書館の特別休館及び特別開館について、次のとおり実施します。

１の目的及び２の期間及び実施館は、（１）、（２）、それぞれに対応しております。

（１）は、「西東京市図書館設置条例施行規則」第４条休館日の（３）年１回、１５日以内で西東京市図書館長が定める資料整理日の規定に基づき、書誌及び蔵書データの更新と修正並びに開館時には実施できない資料の移動及び集中的な書架の整理を行う」ものでございます。期間は、中央図書館を除きます５館について、令和３年１月１９日（火曜日）から順次休館し、２月１８日（木曜日）までの期間とします。

（２）は、「西東京市図書館設置条例施行規則」第４条休館日の「休館日は、次の表のとおりとする。ただし、西東京市図書館長が特に必要と認めるときは、委員会の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。」とする規定に基づき、図書館システムサーバーの田無庁舎内への移設に伴い、田無庁舎の停電日である令和２年１１月２３日（月）を図書館の休館日とする。ただし、令和２年度は休日（勤労感謝の日）と重なることから、月曜日が休日に当たるときはその翌日を休館日とする中央図書館・保谷駅前図書館・柳沢図書館・ひばりが丘図書館について、令和２年１１月２４日（火）を開館し、利用者の利便を図る」ものでございます。

なお、令和２年１１月２３日が月曜日に当たりますことから、芝久保・谷戸図書館は、２３、２４日が休館となります。

３、広報につきましては、令和２年度版の図書館カレンダーで、カウンターでの周知をはじめ、市報やホームページ、ポスターや館内にございます利用者用の検索機でも、カレンダー表示を使って周知に努めてまいります。

図書館からは以上になります。

○木村教育長 ありがとうございました。

では、報告事項（４）から（６）の説明が終わりました。質疑を受けます。

○服部委員 公民館にお尋ねします。

保谷駅前公民館だけが保育室がないということで、乳幼児の事業が、他で行われているような事業がないということなのですが、靴を脱いで上がる部屋が１つあって、あそこを保育室として利用、転用することができないかと、いつも思っています。というのも、学校で今、様々な問題が起こっていて、若いお父さん、お母さんが親になる機会というか、学ぶ機会が本当になくて、学校の様々なことへの予防という意味でも、幼い子を育てている方たちへのそういう学習機会というのがすごく必要に思えるのですが、やはり保育室がないと、講座１つとっても保育付きができないという問題があって、保谷駅前公民館は非常に利便性の高い場所にもありますので、そのことへの御検討はあるのでしょうか。

○高田公民館長 保谷駅前公民館につきましては、建設時に検討委員会等を立てまして、どのような形でお部屋を造るかという検討を行ってまいりました。その中で、特に駅前ということなので、働いている人や若い人が来やすいであろうといったところで、そこにやはり力を入れましょうというようなことになりました。保育室に転用できるようにマットが敷けるような形、つけてはいるんですけども、その検討の段階で、やはり交通的なものも考えて、駅前で少々危険だったり、あとは商業施設からの直結であったりとか、もろもろを考えると、保育室は設けないような形になっていますけれども、ただ、親も子どもも一緒に参加できるような事業というのは非常に工夫して行っております。

また、そもそも保谷駅前公民館のできる前は住吉の公民館がございまして、実は住吉の公民館には保育室というものはなかったんですね。なので、その段階で、どのようなお部屋にするか検討を図りまして、そして、若者が来やすいように、そして、なおかつ、親も子どもと一緒に参加できるような事業は積極的に開きましようといった形で、そのような施設になっております。

○木村教育長 ちょっと確認ですが、駅前公民館には保育室はあるということですか。

○高田公民館長 保育室そのものというような形にはなくて、保育室にできるような形で、フロアを敷けるような、転用ができるような形で、施設は最初、設計がされておりましたが、検討段階において、保育室ということではなくて、親も子ども、ともに参加できるような事業をやりたいといった形になっております。

○木村教育長 わかりました。

○服部委員 私、ここに長く住んでいて、住吉公民館で1人目の子どもが――幼い子を持つ講座にも参加いたしまして、そこに和室がございまして、それが保育室でした。昔、保育室という発想がなかなかまだなかったころは、和室とか会議室にござを敷いてとか、そういう必要なものを置いてという形で転用していましたし、私が子育てしている頃は「子育て支援」というワードもなかったもので、自分たちが何かを学びたいときは保育室用にもう1部屋、2つ押さえて、1つに自分たちでござを持ってきたり、おもちゃを持ってきたり、保育士も自分たちで調達してきて、そうやっているような学習活動をしてきました。

今は制度が整って、良いことだと思うのですが、でも、お母さんたちがやっぱり学びたがっているということ、それから、公民館でそういうサークルを、西東京市が提供している、そういう制度をうまく利用して、本当に意識の高いお母さんたちが育っていることもあります。なので、もう少しフレキシブルに、新しい年に向けて、あそこの転用できるかもしれないお部屋は、本当にそういうふうには作られているなと思いますし、駅前だから危険であるという議論がちょっと私はいまひとつよくわからないんですけども、そういう検討があって、やっぱりとにかくお父さんやお母さんが学ぶ場が本当に今必要だなと感じていますので、それはちょっとまた新たに考えていかれるときに御検討いただけたらありがたいなと思います。

○高田公民館長 確かに住吉公民館は、昔、和室で保育をやっていた経緯がございました。やはり保育室というのは、継続的にきちっとそこでの関わりというのを確保していくべきだということで、きちっとした施設が必要であるというふうな考え方を持っております。今頂戴した意見というのは、今後やはり施設の利用が非常に高いところがございまして、保育室

になってしまうと、ほかの施設に転用できなくなってしまうということもありますので、いただいた意見は公民館運営審議会に持って帰りまして、また施設を検討する際がありましたら、そのようなことも踏まえて考えていきたいと思えます。

○服部委員 お願いします。

○山田委員 図書館について2つばかりお聞きしたいんですけども、ここに登録率が17.8%というふうに御報告いただいたんですが、年齢別というか、特に児童・生徒の登録率というのがもしおわかりでしたら、教えてください。結構、その下の所蔵図書に関する事項を見ると、児童図書に結構力を入れて揃えられているんですけども、実際に子どもたちの登録率が低ければ利用が低いということになってしまうので、そういったデータをお持ちかなというふうに思いました。

○中川図書館長 今、手元にはデータはございませんが、総合教育会議等を出しておりますデータでは、乳幼児と、6歳までと、小学生12歳まで、中学生15歳まで、それから、ハイティーンとしまして19歳までの4段階に区分しますと、だんだん年齢が高くなるにつれて登録率が下がるんですけども、小学生のレベルで、約40%だったと記憶しております。

○山田委員 4割というのは、その小学生の対象人口に対して4割ですか。

○中川図書館長 はい。

○山田委員 ありがとうございます。

もう1点なんですけれども、新町だけがほかのところと比べると異様に登録率が低い、10%を割っているんですが、これは何か地の利とか、そういうような解析可能な理由がございますでしょうか。

○中川図書館長 こちらは特に理由は考えにくいところではございますが、以前には新町分室という小さな100平米の図書室が新町にございました。公共施設の適正配置のところ、それを廃止した経緯がございまして、今はそこに、福祉会館の中に予約資料を受け取れるという施設はございますが、廃止のときも、周辺の方々からは選べる本がないんだというところでの御意見はいただいておりますので、その部分の利用者離れがあったかもしれないというふうには思っておりますが、御意見はほかのところでもたいていかしていきたくて考えております。

○服部委員 A訪問の機会などに、学校の教室に図書館お勧めの本という学級文庫棚みたいなものがある学校と、ない学校があつて、それは学校司書のお考えなのか、図書館が何らかのアピールをしておられるのか。せつかく「であい」ですとか「道しるべ」ですとか、いいものを作っておられて、あれに出ている施設図書館のお勧めの本だったら、副本が14、15冊ほどあるので、全学年そうだったと思うんですけども、もう少し学校とそういう連携ができていて、わざわざ図書館お勧めの本というタイトルがついているのがとてもいいなと思えました。やっぱり私たちは、子どもたちに自分で図書館に行つてほしいと考えますよね。そういう誘いにもなるのかなと思えますので、それは希望というか、それを進めていただきたいなと思えました。

○中川図書館長 図書館お勧めの本につきましては、図書館から各学校司書に働きかけをしております。若干温度差がございますということと、その母体になっておりますのは夏休み・

すいせん図書ですとか、図書館で選定したものが中心になりますので、個別利用は、図書館にいらっしゃって絵本パック等の形で貸出は、それはそれであるんですけども、学校図書館との連携でいきますと、幾つかそういうことがあり、もったいないことがございますので、手を変え品を変え、学級文庫の中で活用していただくということをこちらでは打ち出しておりますので、PRも引き続き行ってまいりたいと思います。

○服部委員 お願いします。

○山田委員 図書館の利用率という点なんですけれども、登録率が17.8%。だけど、の中には恐らく幽霊会員みたいに全く利用しない方もいるのではないかと予想できるんですが、例えばそういう方を除いて、いわゆる実際に利用されている方が何%ぐらいになるかという数値はつかまれていますでしょうか。

○中川図書館長 実は、この登録率は有効登録者と申しまして、図書館で、1年間で1回以上貸出を行った方の人数になりますので、今の御質問の中では、幽霊会員を除いた実人数ということになります。

○山田委員 わかりました。ありがとうございます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

○木村教育長 日程第9 その他、を議題といたします。教育委員会全般についての質疑をお受けいたします。何かございますでしょうか。

○山田委員 以前お聞きしたと思うんですけども、各学校、特に中学校の校則がどうなっているかということで、そのときの回答をちょっとよく覚えていないんですけども、そのときはそれで納得したような気がするんですけども、やっぱり昨今、いろいろなところで校則の存在意義とか、どういうものがあるのかというようなことは議論になるので、教育委員会の委員として知っておくべきではないかなと私自身は思うんですが、そういったものを閲覧することは可能なのでしょうか。

○宮本統括指導主事 各中学校の学校生活の決まりに関しましては、今年度分を全て教育指導課のほうで集約しております。今年度1年間かけて、生活指導主任の教員が集まる会が月1回ございますが、そこで互いに見合っ、て、学校生活の決まりをチェックし合いました。一部誤解を招くような表現等も見受けられますので、そこを修正して、新たな学校生活の決まりとして来年度はスタートする予定となっております。

来年度も同様に、学校生活の決まりを集めて改善状況等を把握しようと考えておりますが、少なくとも今年度の改善前のものになります。御覧いただくということであれば、お声がけいただければ、教育指導課のほうに今あるという、そういった状況でございます。

○木村教育長 情報を提供できるということですね。

○山田委員 わかりました。是非見せていただければ。

○木村教育長 では、ほかの委員の方も是非御覧いただいたほうがいいと思いますので、早速、事務局のほうで準備をお願いします。

○宮本統括指導主事 次回までに提供できるよう準備します。

○服部委員 でも、もしいただけるんだったら、やっぱり少し解説のようなものをいただかな

くても大丈夫ですか。読めばわかるんですか。見方のポイントではないですけれども。

- 木村教育長 学校の決まりというもので、それを読めば大体わかりますよね。朝何時に登校
だとか。
- 山田委員 我々が読んでわからないようだと、生徒たちが困る。
- 米森教育長職務代理者 変な決まりはないでしょう。
- 木村教育長 まずは見ていただいて、どうしてこういう規則があるのかとか。
- 木村教育長 暫時休憩します。

午 後 3 時 02 分 休 憩

午 後 3 時 02 分 再 開

- 木村教育長 休憩を閉じまして会議を再開いたします。

その他、御質問ございませんか。

- 服部委員 私、この間、生まれて初めて文科省というところに1年目研修ということで行ってまいりました。たまたま分科会が「ICT化」というところに入り、集まっていた40人、青森から鹿児島までの皆さんもほとんど、意図的にそこに集まったというよりは、そこになったという方たちでした。皆さん、御自分の自治体の様子も——私、たまたま事前に資料請求させていただいて、持って行けたんですけれども、「GIGAスクール」を新聞で見て、ふうんと思っていただけだったので、ちょっと内容にびっくりしてしまいまして、その資料が随分分厚いので、先ほど和田教育部主幹にお渡ししたんですけれども、その講師の先生が、「えっ、教育委員の皆さんは御存じないんですか」と、さも驚いたように言われまして、ふうんと思っていたんですけれども、そういうお金を出す人たちの意識と現場とのずれをすごく感じました。なので、これも次回でいいんですけれども、GIGAスクールとは一体何なんだということと、あと、うちの自治体はどういうふうにそれを捉えていくんだというようなことを、さっき、課長さんが補助金とおっしゃったと思うんですけれども、私は初めて聞いてびっくりすることばかりでしたので、5人で共有できるものがあるといいなと思って、それも次回で結構ですので、お願いします。

- 内田教育指導課長 準備をして説明できるようにしたいと思います。

- 木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

その他を終わります。

以上をもちまして令和2年西東京市教育委員会第1回定例会を閉会します。ありがとうございました。

午 後 3 時 05 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員